

◎新潟県告示第573号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年4月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県南魚沼市永松字山入452の2、456の2、456の3、459、460、461の1、461の2、462、463の1、463の2、464の1から464の4まで、464の寅から464の巳まで、465、476、476の1、477の1から477の8まで、字畑沢892、893の1、893の2、894、913の1から913の5まで、914から917まで、字タノ沢918、919の1から919の3まで、920から923まで、924の1から924の3まで、925から940まで、941の1、941の4、941の6、941の12から941の17まで、941の62から941の64まで、941の66、941の67、941の70から941の82まで、941の99から941の181まで、941の183から941の198まで、941の200、941の202、941の203、941の205、941の208、941の210、941の212、941の218、941の221、941の223、941の巳2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）